ニュースリリース (報道関係各位)



令和4年2月2日 河南町役場 総合政策部秘書企画課

## 住民税非課税世帯等10万円給付 確認書類を発送

南河内郡河南町は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の確認書類を発送しました。発送件数は 1.710 件。



## 概要

住民税非課税世帯等臨時特別給付金は、世帯全員が令和3年度「住民税均等割が非課税」の世帯 (対象者①)に対し、1世帯あたり10万円を給付するものです。

受給には、送付された確認書類に必要事項を記入し、本人確認等の添付書類と同封して返信する 必要があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が「住民税非課税相当」の収入となった世帯(家計急変世帯)(対象者②)にも給付されますが、別途申請が必要となります。申請受付は、2月7日(月)から開始する予定です。

## 1. 対象者

- ① 基準日(令和3年12月10日)において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯(住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く)
- ② ①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)
- 支給時期 町が確認書(または申請書)を受理した日から3週間後が目安です。

## 【本件に対する問い合わせ】

〒585-8585 大阪府南河内郡河南町大字白木1359-6 総合政策部 秘書企画課

☎0721-93-2500 FAX:0721-93-4691

担当者:森口、高山 メールアドレス:hisho@town.kanan.osaka.jp